

平成 27 年度

第 1 回 静岡県総合教育会議

議事録

平成 27 年 4 月 24 日（金）

第1回 静岡県総合教育会議 議事録

1 開催日時 平成27年4月24日(金) 午後1時30分から午後3時まで

2 開催の場所 県庁本館4階議会特別会議室

3 出席者 知事 川勝平太
教育長職務代理者 加藤文夫
委員 斉藤行雄
委員 溝口紀子
委員 興直孝
委員 渡邊靖乃

4 議事

- (1) 総合教育会議の運営方法等について
- (2) 今年度の協議事項について
- (3) その他

【開 会】

事務局： 定刻になりましたので、ただいまから第1回総合教育会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、当会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます文化・観光部総合教育局長の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

御参集の皆様にご挨拶申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、音のないマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

開会に当たりまして、知事から御挨拶申し上げます。

川勝知事： 御挨拶をいたします。第1回の総合教育会議が、昨年、地教行法が改正されまして、この4月から総合教育会議というものを設けるということで、本日第1回目の会合となった次第でございます。

その地教行法のもう1つの眼目は、教育長と教育委員長を1つにのささいということでした。現在、新教育長が定まりますまで、職務代理として加藤さんにお務めいただいております。誠にありがとうございます。

ちなみに、かつてはここに教育委員長でいらしたときには、教育長がいらしたと思えますけれども、その教育長と教育委員長とが1つになるべきだというのは、責任の所在が曖昧だったからだということですが、現在は職務代理とはいえ、新教育長の職務代理というこ

とで、実際の事務の今のトップは、あそこにおります杉山さんということになりまして、これが本来の教育委員会のあり方ではなかったかというふうに思います。あたかも教育長が、教育委員会の事務総括でしかないにもかかわらず、教育委員会全体を代表するかのごとく立ち振る舞われていたということが問題であったというふうに思っております。新教育長が正式に決まらなかったということが幸いいたしまして、従来の組織における理想型が今ここにあるというふうに思う次第でございます。

さて、この総合教育会議でございますけれども、地方の自治体のトップがこの教育委員会に入りなさいということでございまして、この背景にありますのも、民意が十分に反映されていないのではないかという、そうした背景がございまして、民意の代表として私が入ることになったものであります。

私どもとしましては、静岡県の民意というものをどのように私個人を通して反映させるかということで、これが課題でございますので、昨年6回ほど会合を開いていただきました地域とともにある学校づくり検討委員会というのを立ち上げました。そして、それが現在、地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会というふうに名前を変えまして発足いたしております。第1回の会合は、来月開かれる予定でありますけれども、17人のメンバーがいて、教育関係者は2人です。それ以外に、経済界、あるいはスポーツ、芸術、福祉等々様々な方が入っておられまして、そうしたことを通して、社会全体のリーダーの方たちの御意見を賜り、それをベースにしまして私はここで御発言をさせていただくということでございます。もちろん、教育行政の事務の執行というのは、教育委員会の職責ということになるというふうに理解しております。

また一方、知事部局と教育委員会とで、今後、分担していかなければならない課題等もあるかと存じます。社会総がかり、地域ぐるみという新しい視点を入れ込みますと、教育委員会に専権的な事項とそれ以外のところがあるということで、後でこれについては図をもって説明があると思っておりますけれども、こうした形で社会総がかり、地域総ぐるみの教育行政をこれからしていくということになると思っております。

私は、基本的に、現在日本の課題でございます地方の自立と、現在その言葉は地方創生ということとして日本の全体の課題となっておりますけれども、教育における地方創生というものはどういうものであるべきかということ、1年をかけて議論していただければというふうに思っております。地方創生というのは、基本的に地方の自立ということでございますので、教育における地域の自立というものがどういうものであるかということ、しっかり議論していただきたいというふうに思っております。

もちろん、自立というのは、中央に対しての自立という面があると思

いますし、社会総がかり、地域ぐるみということでございますので、地域の子供たちは地域で育てるといふような自立心が、社会全般にみなぎらなければならないというふうにも思っております。具体的にはどうしたらいいかということで、1年かけてしっかりと議論をしていくということでございます。

それから、地方創生というのは、上から与えられた課題ではありますがけれども、私どもは、既に平成23年2月に、静岡県を「ふじのくに」として、富士山に恥ずかしくないような地域にしていこうということで取り組んでまいりました。そしてまた、この件につきましては、山梨県が賛同せられまして、昨年2月23日に「富士の国」づくり宣言というのを発表しております。その「富士の国」づくり宣言には、現在の静岡大を出られました中曽根康弘閣下が富士の国づくりの全体の最高名誉顧問として御支援賜っているわけでございますけれども、民間組織としまして、富士山を世界遺産にする国民会議というのも入っております、そのトップは、今、遠山敦子さん、元文科大臣でございます。

その「富士の国」づくりの要旨がここにございますけれども、これは全部で8つほどございますけれども、皆さんのお手元にはないと思います。自然に対し畏敬の念を持ち、常に危機管理を優先し、自然環境、生活環境、そして心の清らかな「美」を保つ。「和」を尊び、聖徳太子の「十七条の憲法」の精神を引き継ぐ。四季折々の変化に鋭敏な感性を涵養する。自然の恵みに感謝して、その産物を皆で活用する。霊峰の名称「ふじ」の言霊を感得し、全ての存在をかけがえのない「不二」のものとし、いたずらならず、オンリーワンのものとして大切に扱い、各人が「不死」の願いを持って生き生きと寿命を全うするように努め、人知を超えた「不尽」の存在にきわまりがたい、尽くしがたいという「不尽」の存在に対して謙虚さを失わず、幸福と思いやりの、幸福の福と慈しむとかけまして、「福慈」の心を養うと。これは常盤国風土記に出てくる富士の漢字でございます。

そして一番最後、8つ目に、古代日本が仏教、近世日本が儒学、近代日本は洋学に立脚して国づくりをしてきたと。同様に、ふじのくにづくりにも、それ相応の学問と教育が要ると。その学問とは、富士山が世界の宝となったことに対し、広く学際的、総合的、地球的な視野に立ちつつ、各地の風土に根差し、その個性を発揮する「身土不二」、体と大地とを不可分のものとする身土不二の地域学でなければならないと。こうした大きな地域づくりの骨格については、広く御承認を賜っているところであります。

そして、静岡県は、富士山が宝物ということでこれまでまいりましたけれども、世界の宝物になったというのが2年前の4月末におけるイコモスの勧告によってございました。その翌月には、お茶畑が世界農業遺産になりまして、引き続き、世界クラスで既に公認されている

ものがこの1年半余りの間に16ございます。さらに、これから世界クラスとして認定されるであろう、伊豆半島のジオパーク、あるいは韮山の世界文化遺産等々を入れますと19近くあるということで、世界の中の静岡県というのを考えるという環境が立ち上がってきているわけでございます。

そこで、具体的に、私がここで協議をしていただきたいと思います、またこれから話してまいりたいと思っております論点の1つは、やはり世界の中の子供たちの教育ということで、一言で言えば国際化と。国際化というのは、世界の舞台上で活躍せられた溝口先生や、また加藤さんのようなビジネスマン、経験者の方がいらっしゃいます。これは、やはり指導者が国際化していないとだめだということで、先生方の国際化というのがまず求められると存じます。

そして、国際化といいましても、要するに外国のこと、あるいは外国で空気を吸っているということが大切で、少なくとも高校生、すなわち元服、昔のいう15歳を過ぎた後は、外国経験を持つというようなことが高校生全体に行き渡る。あるいは15歳以上の義務教育を終えた若い青少年が経験されるようにすると、いわゆるパスポートというものの全員所持ということに具体的にはなるかと思っておりますけれども、こうした国際化というのが1つであります。

それから、学力テストに象徴されますように、英数国理社というものに偏重した教育がこれまで行われてまいりましたけれども、一方で、スポーツであるとか、ビジネスであるとか、あるいは演劇であるとか芸術、様々なそれ以外の人々を育成する分野というのがあります。さらに、文章を作る、あるいは文章のほうは下手くそでも、今日はガーベラ、これは静岡が日本一です。それからバラ、トルコキキョウ、カーネーションがここに飾られておりますけれども、こうしたお花の栽培が大好きで、それに得意になる子もいるでしょう。農業、水産業、あるいは林業、こうした言ってみれば体で覚える実学といったようなものもやはり大変大切なものだというふうに存じます。こうした英数国理社以外のものも、英数国理社と同じように大切であるという方針を我々としては立てたいと思ったというふうに思っている次第であります。

それから、何と言いましても、今ほとんど全員が高校に行き、2人に1人が大学に行く時代でございます。さらにまた、工学部ということになりますれば、ほとんど全ての人が大学院にまで行くという時代になっております。高校を義務教育化しようという動きさえあるくらいでございます、したがって大学、大学院というところまでしっかり視野に入れると。すなわち戦後すぐのときには、中学を卒業すれば、義務教育としては十分だったわけですがけれども、このようにグローバルな競争の時代におきましては、高い知的な、また技術的な能力が要ということでございまして、私どもはそのような大学とか大学

院というものの充実を図らねばならないと。

私のような世代ですと、中卒の方はたくさんいました。あるいは高校を卒業すれば十分だと。特に女子の場合には、そういう時代でございましたけれども、大学や大学院は決して18歳で高校を卒業した人のためだけにあるのではないということでございますので、いつでもどこでも思い立ったら、あるいはできるときに大学、大学院で勉強できるというふうにしなくてはなりませんので、大学、大学院の充実というのも視野に入れなければならないと。そういうものを視野に入れて、この教育委員会でも高校以下の教育について御意見を賜りたいというふうに思っている次第でございます。

そして、先ほど申しました地域とともにある、あるいは、地域とともにある学校づくり検討委員会というのが報告書を3月末に出されておりますが、そこで述べられているコミュニティ・スクールとか、あるいはコミュニティ・スクールの背景にある考え方というのは、社会には、子供たちの教育に当たることのできる能力のある方や経験のある方がたくさんいらっしゃる。今、ここにいらっしゃる方たちは、もちろんそういう方たちでございますけれども、それ以外にもたくさんいらっしゃるの、そうした方々を人材バンクとして登録させてはどうかというような御議論もいただいております。

こうした検討委員会が出してこられたような方針をもとにしまして、また折に触れて、実践委員会のしかるべき方にこちらに来ていただきまして、御一緒に議論をするというふうにいたしまして進めてまいりたいということでございます。差し当たっては、新教育長が任命されるのは来月の5月を希望しておりますけれども、第2回目が6月になるということございまして、今回は、私自身が今考えていることを、短い時間ではございましたけれども、まとめて申し上げた次第でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局： ありがとうございます。次に、加藤文夫教育長職務代理者から御挨拶をいただきます。

加藤教育長職務代理者： 加藤でございます。

この新しい新教育委員会制度が発足したのは4月1日ですから、既にその新しい制度のもとで教育委員会は動いております。図らずも私は4月1日から職務代理ということで、現役の経営者を退いてからは隠居に近い生活をしていたんですが、毎日できる限り県庁に勤めるようにしております。その結果、教育委員のスタッフの皆さん、それから県の職員の皆さんがいかにか毎日苦労されているかということ、肌身をもって感じております。

私のこの教育委員会に入ったときに申し上げた持論が、教育は投資であるということです。国にとって、あるいは地方自治体にとってどういう投資かといいますと、よい納税者を育てることが教育の基本的な投資の意味です。教育は、多くが国の税金で賄われています。

義務教育においては全く無料という形で賄われているわけですから、無料で子供たちを育てるのは、その人たちが将来納税者になる、税金を納めるということによって、社会が循環していくわけです。その中で、ニートや引きこもりといったような社会問題が起きていることは、まさに教育の失敗だと言わざるを得ないと思っています。

それから、時代の変遷の中で、貧富の差、あるいは所得格差ができてくる中で、憲法で保障している教育の機会均等が危機に瀕していると思っています。この状態をどのように打開していくかが、一つの今回の教育委員会制度の改革の中にあるのではないかと考えております。したがって、県の行政と教育委員会の運営を、いろいろな社会の変化の中で悩んでいる保護者の方、それから子供たちのために動いていくためには、シンクロナイズしていかなければいけません。シンクロナイズするためには、お互いにもっともっと現実を見据えた上で話し合っていく必要があります。そのために、この総合教育会議があるんだと私はとらえております。

それから、納税者の話をしましたけれども、戦後の経済成長の中で、納税者の意味する領域がどんどん広がっております。戦後の貧しい時代、高度成長のときは、納税者といえばほとんど勤労、いわゆる工場に勤めたり、あるいは農業をやった人たちだったんですが、現在は、芸術も、スポーツも大きな産業となって育っております。芸術家、スポーツ選手も大変重要な納税者でございます。その人たちが、これからも増えていくと考えておりますので、先ほど知事が申しあげました5教科だけではなくて、もっともっと広い意味で関心を広げていく必要があるのではないかと思います。

今回は第1回であり、私は次回からは次の新教育長に譲れるんでないかと思って安堵していますが、教育委員としては参加させていただきますので、ぜひこの会が有意義のあるものとして、今後ますます発展していきますことを希望します。

事務局： ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。これからの議事進行は川勝知事をお願いいたします。

川勝知事： はい。ありがとうございます。

それでは次第に移りまして、本日の議事を進行いたします。

本日は、初めての総合教育会議でございますので、本会議の運営方法等につきまして決定すること、それから今後本会議で協議していく事項について決定してまいりたいと存じます。御出席の皆様、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事の最初の総合教育会議の運営方法についてと、2つ目の今年度の協議事項についてを事務局より一括して御説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局から御説明申し上げます。

まず、議事（1）の静岡県総合教育会議の運営方法等について、お手

元の資料1をごらんください。

1. 要旨にありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の改正によりまして、知事は静岡県総合教育会議を設置し、本県における社会総がかりでの教育に向けた取り組みを推進いたします。

次に2. 会議の概要でございます。(1) 目的にありますとおり、予算の編成・執行権や条例提案権などを有す地方自治体の長と、教育行政を担う教育委員会が十分な意思の疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることが今回の法改正の目的でございます。会議の協議事項は、法に定められておりまして、ア. 大綱の策定に関する協議、イ. 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、ウ. 児童・生徒等の生命、または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置、以上の3項目となっております。

(2) 構成につきましては、地方自治体の長と教育委員会が総合教育会議の構成員となっております。

1枚めくっていただきまして、次に3. 今後の進め方についてであります。法に規定のない会議の運営部分を、静岡県総合教育会議運営要綱として定めることといたします。この資料には、要綱抜粋としてございますが、要綱に定める主な項目としまして、知事は会議を招集し、その座長となります。(2) 会議は、原則として公開いたします。ただいま、原則として公開と申し上げましたが、地教行法では、個人の秘密を保つため必要があるときなどは非公開とすることができると定めております。この規定に従いまして、運営要綱におきましても、非公開とする場合の手続を定めることといたします。

なお、総合教育会議の議事録につきましては、法律上、その公表は単に努力義務と位置づけられておりますが、本県におきましては、会議を非公開とする場合を除き、議事録は公開することといたします。このため、県の運営要綱では、議事録を県民の皆さんの閲覧に供するとともに、インターネット上でも公開すると規定してまいります。

続きまして(3)ですが、会議の事務局を文化・観光部総合教育局総合教育課に置きます。

次に4. 総合教育会議に関連する取組について御説明いたします。これは本県独自の取組でございますが、総合教育会議における協議を社会全体の意見を反映したものとするため、様々な分野の有識者による地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会を知事が設置いたします。実践委員会では、総合教育会議で協議し、調整する議題等について、知事があらかじめ意見をいただくこととしており、この意見を踏まえて、知事は総合教育会議で御提案をいたします。

最後に5.年間スケジュールについてでございます。本年度におきましては、総合教育会議は、本日の会議を含め、年5回開催する予定でございます。また、実践委員会の開催も年4回を予定しております。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして、資料の2、この資料は、改正後の地教行法の抜粋でございます。総合教育会議に関して規定する第1条の4を記載してございます。

資料をめくっていただきまして、次の資料の3、これが先ほど要旨を説明いたしました静岡県総合教育会議運営要綱の案でございます。

さらに1枚めくっていただきまして、総合教育会議は、原則公開でございますので、運営要綱に附属しまして、傍聴者に皆さんに守っていただくルールを定めた傍聴要領案を掲げてございます。

以上、議事(1)の総合教育会議の運営方法等についてでございます。

続きまして6ページでございますが、資料の4をごらんください。

議事(2)総合教育会議における協議事項(案)についてでございます。教育の大綱につきましては、総合教育会議において協議することが法で定められておりますので、第2回目以降の会議で御協議をいただくこととなります。それ以外に、重点的に講ずべき施策に係る協議といたしまして、冒頭知事からお話ございましたとおり、教職員や高校生の国際化、実学の重視、大学と大学院の充実、人材バンクを上げさせていただきました。そのほか協議すべき事項がございましたら、本日の会議で御提案をいただき、御協議いただきたいと考えます。議事(2)については以上でございます。

最後に、7ページでございますが、参考資料として、地域とともにある学校づくりに向けての提言を配付させていただきました。この提言は、本年3月に地域とともにある学校づくり検討委員会からいただいたものでございますが、この提言では、2.具体的な取り組みとして5つの項目が示されております。1つ目はコミュニティ・スクール導入促進、2つ目は文武芸の3道鼎立、3つ目は静岡らしさの具体化、4つ目は関係者の意識啓発、最後に、すぐれた教育実践の情報発信、以上、5項目でございます。

事務局からの説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

これより、意見交換に入らせていただきます。ただいま事務局から説明のございましたこの会議の運営方法や協議事項、これは案でございますけれども、につきまして、委員の皆様方から御自由に御発言いただき、進めてまいりたいと思います。興先生。

興 委 員： 参考までに言わせていただきます。

今日、この場に配布されている資料については、従前に県の事務局と県の教育委員会の事務局との間ですり合わせをされ、かつ、私たちの方にも意見の照会がございました。大方非常にいい意味できちっと反

映されているものと評価しております。是非これに基づいて、責任ある教育行政を担うそれぞれの立場の者が今後努力していくことが必要であり、かつその一員としてお約束をしていきたいと思っております。

ただ、その際にも一言実は申し上げたのですが、知事が提案される議案についてなのですが、特に今日の資料1の4に知事が実践委員会から意見をいただくとなっています。ここまで規定されているのは、非常に知事の御配慮のおかげだろうと思います。ただ、私は、知事として、実践委員会で意見をいただくことがなくとも、必要な問題についても迅速にアクションをとっていただければありがたいと、このように思っております。そういう意味で、足かせにならないような、失礼なことなのですが、知事の御決断が必要だろうと思いましたので、あえて申し上げさせていただきます。

それと、この総合教育会議で協議する事項が、資料1の協議事項というところで、ア、イ、ウの3点がございます。アは大綱の策定に関する協議でございすけれど、法律上、イ、ウについては、協議し、かつそれぞれ関係者が調整をするというようなことまで触れられております。そういう意味では、イ、ウについては、それぞれ持ち帰って、具体の対応をしていくことが必要でございすので、同じ協議ということで羅列をされておりますけれども、事の重みの相違があるということ、この場でみんなが共有しておくことが必要だろうと思われま

す。特にこれから、知事におかれましては、もともと大学に関することとか、私学に関することとか、そのあたりの事項は知事の権限でございす。もちろん私学についてはおのずと限界がございす。したがって、今回この問題でこれから大綱であるとか、いろんな問題を議論する過程においては、静岡県の本当に必要な教育の問題を議論する過程において、知事が先ほどおっしゃられました重点的に講ずべき施策に関する協議で、大学と大学院の充実を指摘されたわけでございすけれども、静岡県の教育の実を上げるには、私学の力も重要でございす。そういう観点から、今まで教育委員会自身が私学に立ち入るようなことはなく、かつ市町の教育委員会の具体の方法とのすり合わせもやや十分ではない状況の下で、こういう形でスタートすることになったのは非常にありがたいこととあります。そういう意味で、是非大綱の策定にも市町の意見等を視野に入れながら、大綱が策定されることを期待するものでございす。

以上、意見を言わせていただきました。

川 勝 知 事： 興先生、どうもありがとうございました。溝口先生どうぞ。

溝 口 委 員： 溝口でございす。

本会議に当たって、事前に十分な資料もいただき、説明をしていただいたので、運営方法等についても十分理解ができております。その上で、私も教育委員会の方で、この案をいただいたときに、1点質問をした

部分があったのが、いわゆる臨時会というか、協議事項のウに当たる児童、生徒等の生命、又は身体に現に被害が生じる、いわゆるいじめとか緊急を要するときがあった場合に、教育委員会から知事に提案したいのか、もちろん知事からも是非やりましょうというようなことになると現実的には思われるんですけども、私ども教育委員会から協議していただきたいというような請求というのは、どういう形でできるのか、説明していただきたいと思います。

川 勝 知 事： この件については、事務局のほうから御説明ください。

事 務 局： 総合教育課長の櫻井でございます。急を要する場合は、書面で項目を御通知いただけましたら、改めて知事から、何月何日何時に開催するというのを御連絡させていただきまして、お集まりいただける委員の皆さんに至急お集まりいただくというような形で、いわゆる臨時会のようなものを開催させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

溝 口 委 員： ありがとうございます。

川 勝 知 事： 一応、書面というふうに言われましたけれども、例えばお電話でも、ファクスでも、私に会議を招集する権限がございますので、教育委員の先生から御連絡が何らかの形であれば、緊急を要するものはなるべく早く委員の先生方の出席状況などを照らしながら開催するという事で、遅滞が生じないようにするという事を原則にしたいわけなんです。どのような形でどれだけ発議するかということについては、フレキシブルであっていいというふうに思っております。

興 委 員： 今のことについてなのですが、知事のおっしゃるように、フレキシブルというのはありがたいと思います。ただ、法律上、できるのは「教育委員会は」でございますので、個々の教育委員の意思としてこれはと思っても、まずは、教育委員会にこれを緊急に知事のほうに出していただきたいというふうなことを、教育委員会としてきちんとした議論が必要だろうと思っておりますので、そういう意味では、具体的な行動としては、これは後で事務局に伝える必要があるかと思っておりますが、当然、教育長というお名前でお出されるのが筋だと思っております。

一応、個別にはいろんな意見がありますから、なかなか総意が必要かどうかというのは、重要な問題だろうから、そここのところの対応もこれから議論が必要かなと思われま。

川 勝 知 事： ありがとうございます。斉藤先生。

斉 藤 委 員： 斉藤でございます。

今までのところで、私の感想といいますか、意見を申し上げたいと思います。

こういう総合教育会議という場が設定されて、県でもいろんな政策課題がある中で、この教育という問題に関して、予算の権限を持っていらっしゃる知事と本当に意見交換ができるという場が大変意義があることだなあというふうに考えております。

それで、5回という回数の中でやるわけですが、その中で大綱を決めていく。大綱というのは、大まかなものだと思いますが、その下で重点的に講ずべき施策というものが4点あるということになると、その1点1点をやっていくのに、残り4回の中で1つずつをやっていくということになると、よほど準備をそれぞれにしてやらないと、1時間半ぐらいの時間では十分な内容が協議できないのかなあというふうに思うものですから、このテーマについて、実践委員会のほうでも事前にいろいろと御意見が出てきて、それを受けて、知事がここに御出席されるというふうに伺っておりますが、私どもの委員会の側でも、事前にこの問題について、特に今まで余り大学院と大学の問題とか、教育委員会でやったことのないテーマでございますので、そういうことについての十分な準備をしながら臨まなければいけないなというふうに思っております。

それからもう1つは、大学とか高等学校というものも大切なんですけども、実は今までの教育委員会の中で、加藤委員長が何度も発言されていますけれども、一番教育の原点は義務教育だという考え方を私どもは持っております。有徳の人づくり、真っ当な子育てをするというのは、もう子供のときから、保育、それから小学校、中学校、この段階でしっかりと学ぶ習慣を身につけていくということ、しかも家庭と学校でそういうことを身につけていくと、これが原点だというふうに考えておりました。それを市や町の教育委員会にやってもらうことではあるけれども、県の教育委員会としてもこの問題についてやはり論議をして、教育における地方創生に向けての提言の中にはやっぱり入れていきたいなあというふうに個人的には思っておりますので、この4つの柱以外にも、そういうことについても議論ができるような場が与えられると、私はうれしいなと、こういうふうに考えております。

川 勝 知 事： ありがとうございます。じゃあ一当たりの意見いただきましょうか。渡邊委員お願いします。

渡 邊 委 員： 渡邊でございます。

今回、このような機会をいただいて、教育委員会の方と、あと知事部局の方々とお互いの良いところを持ち寄りまして、より良い静岡県の教育について話し合うことができるというのはすばらしいなあと思って、今日、参加させていただいております。

こちらの運営方法の資料にもありますように、社会総がかりでの教育ということ考えた場合に、この場で話し合われたことがより適切に、県民お一人お一人が自分のことだと思って取り組めるように、受けとめられるような伝え方ということの工夫も今後必要なのではないかと思うんですね。比較的、教育といいますと、学校と子供たちのことというような意見をお持ちの一般の方も多いうように思いますので、教育は学校と子供たちだけのことでなくて、その子供を取り巻く全ての

大人、全ての静岡県民が取り組むことであるという認識をしていただきたいこととともに、お一人お一人の本当にできること、今回の重点的に講ずべき施策の中には、本当に実学が実践例として、地域で御活躍されている方もたくさんいらっしゃると思いますし、大学と大学院、高校を卒業してすぐではなくて、一回社会に出てから、そちらのほうで学びたいという日本の方もたくさんいらっしゃるでしょうし、いろいろなすばらしい静岡県民を、大人たちを見て、それをモデルに、子供たちがこんなすてきな静岡県民になりたいなと思ってもらえるような形に持っていったらうれしいなと思います。

川 勝 知 事： ありがとうございます。加藤委員長は、先ほど御発言いただきましたけれども、もしございましたら御発言をお願いしたいと思います。

加藤教育長職務代理者： 一言申し上げます。グローバル化について、知事のほうから話がございましたけれども、私はビジネスマンとして、いかに現在の日本の企業がグローバル化しているか。売り上げの半分以上が海外であり、そして、利益を上げているか、企業全体の収益の中で海外収益が大きな部分を占めている企業が増えております。単に輸出とか輸入ではなくて、会社そのものが海外に出ていく。そこを基盤にして、配当という形で日本に還元している状況を見ていくときに、いかに小学校、中学校、高校、大学と進学していく子供たち、青年たちを企業のグローバル化の中で活用できる人材に育てていくかが非常に重要になっています。

今、GDPでどこが1番だとか、2番だとかと議論がありますけれども、GDP自体がそれほど今の世の中では重要ではないんじゃないかと思っています。アメリカで生産すれば、それはアメリカのGDPになります。しかし、アメリカで生産しているのは日本の企業でございます。その意味で言うと、日本のGDPが3位だということなのですが、日本が活躍して海外で生産している金額を総計しますと、中国のGDPが話題になりますが、日本のGDPは見せかけ以上に大きい実情がございます。その人材をいかに育て上げるかということについて、この総合教育会議の場でもお話をしていきたいと思っています。

川 勝 知 事： ありがとうございます。一当たり、御意見を伺ったんですけれども、我々としましては、県の教育委員会、県の総合教育会議ということでございますけれども、市町と連携をするというのはもう原則として挙げたいと存じます。

それから、公立だけでなく、子供たちが様々な輝きの場を持っておりますので、公立だけじゃなくて、私立に対しても役割をして発言をしていこうということですね。

それから、斉藤さんから義務教育が根本だということで、これは教育委員会の専権事項にもございますので、ここを外すことはできないというふうに存じます。

一方、この資料1の4に、総合教育会議に関連する取組について図がございまして、この総合教育会議で議論をいたしまして、教育

委員会事務局に指示するのが適切なものと、それと文化・観光部であるとか、あるいは経済産業部であるとか、そうした部局が動いた方がいいという、そうした事案もございましょう。そういう意味で、基本的には社会全体の代表としての私の恣意が入ることのないように、つまり教育の中立性とかを侵すことのないように、この地域自立のための人づくり・学校づくり実践委員会というものがございすけれども、それを受けた形で、ここで自由に闊達な議論をした上で、決まったことについては、それぞれ役割分担で指示ができるその部局におろしていくということであると思っています。しかし、義務教育に関しましては、この教育委員会の専権的な事案であるという認識を持っております。

それから、渡邊さんのほうから、全ての大人が子供の教育に自覚を持ちましょうという、この御提案は本当に大事にしたいと思っております。教育の現場は学校の教壇の上だけじゃないんだと。分け入った田んぼであったり、あるいはお茶畑であったり、水産の現場であったり、森であったり、あるいはスポーツであったり、様々な現場があり得るということで、恒常的ではなくても、折に触れてそうした機会を子供たちに提供することを通して、あるいは企業訪問もそうですね。企業訪問をするのに適切な学年というのものもあるでしょう。小学校1年じゃあ具合が悪いですけども、中学生や6年生ぐらいになりますと、お父さんやお母さん、お兄ちゃん、お姉さんが働いているそうした企業の現場を見て初めて、どうして自分たちがこうして生活がまともにできるのかということに対する自覚も生まれたりすると存じますので、そういう企業家の方も知らぬうちに先生としての役割を果たすんだという意味で、大人全てが、先に生まれた者としての先生という自覚を持とうというのはその通りだと思います。

それから、さっきでも加藤教育長職務代理者のほうから、グローバル化していくという現実をもっとしっかりと子供たちに自覚させていく必要があるというのも、もっともなことだと思います。つまり、我々の世代が経験していなかったことを、これからの子供たちは経験していかなきゃなりませんので、自分たちの経験をそのまま伝えるというのではなくて、これからの時代に必要なものを、我々ができなかったことも含めて子供に経験させる、また教えていくと。

こうしたことは一朝一夕にはできません。この点が、一番最初の私の方で提案いたしました国際化と、つまり地球の中に生きている日本、それからまた世界を相手にしている日本、オリンピックが間もなく開かれる日本、ワールドカップが開かれる日本、アジアの様々な大会が開かれる日本ということで、決して世界には日本語で日本の文化だけが存在しているんじゃないということになるべく早い段階で体で知ると、五感で知るということを体験させたいというふうに思う次第でございます。

それで、大綱につきましては、これはしっかりと、ベースはございますけれども、私どもとしては総合教育会議として、これの大綱の原案みたいなのがございますね、ありますね。

これは従来の委員会の中で出てきたものになりますが、そこを発展的に検証すると。あるいは、それとしてもう認めるということであれば、それでいいということでありましてけれども、改めて見直すということを通して、私ども、この総合教育会議で大綱を議論していくということは、せっかくこの会議の目的に掲げられておりますので、先ほども興先生の方から言われましたように、これは最も重要なことだということですので、これをやっていきましょう。

あと、イトウですね。地域の実情に応じた教育と学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策というのが今回協議の例として、国際化とか実学の重視だとかいうことを挙げておりますが、これは現場と調整をしないといかんということ、もったもな事だと考えております。

それから、大学、大学院の充実についても、これは、教育委員会それ自体の目的では、これまでの議論の対象ではなかったかと存じますが、やはり小・中・高・大・大学院というふうに教育体系ができています以上、そうしたものも自由に総合教育会議の場では議論していただくということがあってもいいというふうに思っているわけでございます。

この4つほどの協議に関する事例ですけれども、これについて、若干時間がございまして、教職員や高校生の国際化というようなことについて御意見ございましたら、ございますか。じゃあ、斉藤さん。

斉藤委員：国際化というのは、もう皆さん、知事も加藤さんもおっしゃっているように、今の子供たちが大人になったときには、全く国際化の中で日本は生きていくわけですが、何よりも大切なことであるという認識は私も持っております。

それで、何か聞いた話によりますと、オリンピックの年ぐらいまでの間に、大学の受験科目とか、そういったものも大分変わってくるというようなことが言われているようでございますけれども、それもやっぱり国際化とかいうことの流れの中で、今までの単なる点数ではなくて、どういう人材を大学がとっていくのかということも変わってくるのではないかなあというふうに私も感じておりますが、そういうマーケットの変化、マーケットとか、社会の変化というものが非常に激しくて、人口減少、少子化というものも非常に大きな流れであり、それからもう1つは、親がなかなか、非正規雇用の親なんかが増えてきて、教育の格差といいますか、収入の格差によって教育の格差が出てきている。そういう社会の変化というものの流れも、私どもはいつも捉えた上で論議をしていかなきゃいけないのかなあと思っております。

そういう意味で、大学そのものの経営もなかなか大変になってくるで

しょうし、そういうところにどういう人材を高等学校から送っていくかという高・大連携の問題についても非常に大切な問題だなあというふうに認識しておりますので、そのあたりについて、私自身は大変勉強が今のところ足りませんが、これから一生懸命そこは考えていきたいなあというふうに思っております。

川 勝 知 事： 溝口先生。

溝 口 委 員： 知事から、世界の中の静岡県という視点は、非常に共感を覚えます。私も柔道で、まず静岡のチャンピオンになって、世界のトップに立つという夢を描いてきて、これはスポーツだけではなくて、勉強でもそうですし、ビジネスにも、やはり静岡から発信するという一つのあり方ではないかと思えます。

その中で、教職員や高校生の国際化ということが一番の柱で上がっていて、斉藤委員からも格差の中、特に経済格差が教育格差になっているという御意見がありましたが、私も今、息子が1年生で、非常に感じています。今まで袋井に住んでいて、この4月から浜松に住んで、本当に全然、同じ静岡県でも教育環境というのは違うんだなというのを身にしみているところです。

また、大学においてもそれは顕著でありまして、同じように大学に入ってきて、その中の学生の学力というのが、同じような標準的な平均の分散の中に入ってきているはずなのに多層化があるわけですね。格差から多層化というところの細かい層ができていて、さらに固定してしまっていて、なかなか上に行けない。

私が子供のころは、そういう意味では、柔道で国際選手になればパスポートをもらって、外に行けたんですけども、なかなかそういうのは実はまれで、普通の貧困層がパスポートを持っても次は海外に行けないので、やはりそこを戦略的に頑張った人、インセンティブを仕掛けるといふか、何か行けるような仕掛けも一つ必要じゃないかなと。外を見るということで、私も早いうちから、中学生から日本代表になって、外を見て、今思えば、人より早く国際的な視野を持つて考えることができたなあと思えます。

早いうちから、若年層から国際化というビジョンを描いて教育するというのは非常にいいことでもあるんで、それを促進するためには、富裕層だけがチャンスを得られるだけではなくて、みんながある意味、頑張った人という言い方をしたいんですけども、やはりチャンスをどういうふうに機会均等していくか。教育だけではなくて、そういったところも戦略的にやっけていかないと、なかなか静岡の教育の実を上げるのは、現在は難しいのではないかなと実感しております。

川 勝 知 事： そうですね。外国に行こうと思うと、やはり中学で日本代表になるとか、あるいは伊藤美誠さんのように世界チャンピオンになると。これは海外で試合が行われますので、パスポートがないと国外に出られません。こうした人たちは、なかなか例外と言うべきで、普通にはそ

うした人を輩出するのは難しいので、私は教育旅行というんですか、修学旅行に、せっかく飛行場もありますので、そうしたときに安全で、かつ外国として体験できるようなものをなるべく多くの、できれば全員に体験させるようなシステムができ上がらないのかと。

そうした中で特別な人、そのパスポートも、見れば外国の数がどんどん増えていくということになると。しかし、全く外に出ないまま一生を終わるといことがないように、そういう教育をつくっていききたいものだと思っています。そういったのには、やはり、まず、先生が意を起こして外国に行くようなインセンティブを持っていただくということが大切ではないかと。

今は沖縄に行く修学旅行と台湾に行く修学旅行だと、お金は変わらないでしょう。ですから、どのようにして国際化するかということについては、具体的に幾つか案を出すべきではないかと。私は、先生の国際化、パスポートを持ってください。それから、外国、なかんずく近隣の、しかも余り時差がないところに行くのがいいと。そうすると、台湾とか、あるいは韓国とか中国とかになりますけれども、その時その時の一番安全なところというようなことになると思いますけれども、そうしたことが通常行われるように。

実際行われておりまして、日本の中で静岡県、いわゆる外国の修学旅行は良くて2位か3位ですね。ですから、これは是非1位にしたいなと。富士山を目指して外国の人がお越しになっている以上、我々もそういう世界の方も利用している、今日はその世界クラスのを、今皆様方に一覧にしたものをお配りしておりますけれども、これを御覧になりましたらわかりますように、平成25年の4月に富士山がユネスコにイコモスによって勧告せられた後、ずうっと雨後のタケノコのように世界クラスの資源群が立ち現れてきているんですね。ですから、何となく東京の端っこだとか、名古屋の端っこだと思っていたのではなくて、実際は世界の中の静岡県だということでございます。一覧にすると、もう宝庫だとびっくりしましたが、20近くございます。そんなことで、ぜひこうした現実を踏まえた教育を静岡県でも考えていきたいと思っているわけでありませう。

それから、実学の重視についてはどうですか。では、先生。

興 委 員： 実学の方を発言させていただきたいのですが、せっかく国際化の話がございましたので、私自身、今から34年前に外交官としてオーストリアのウイーンに赴任し、その後、日中であるとか、鹿島の平和研究所の役員をして、ずうっと国際関係をフォローしてきており、これらの経験を通して申し上げます。重点的に講ずべき施策に係る協議というのは、先ほど知事が協議事項の提案の背景をおっしゃられたわけですが、静岡県はこれだけ恵まれた静岡の特質を考えてみた場合に、途端に教職員や高校生の国際化というふうな押し方ではなくて、この地教法の、特に大綱の中にも触れられておりますように、いわゆる当該

地方公共団体の教育、学術及び文化と。やはりこういう静岡の国際化をどうするかという、そういう文化の問題の論点をこの協議事項として取り上げていただくことが必要であろうと考えます。そうした議論をしていくと、多くの方々がそこには当然かかわれるのではないかと、そして教職員や高校生の国際化などが一つの対象として出てくるものと考えています。

そういう意味で、地域とともにある学校づくりに向けての提言でも、静岡らしさの具体化という話が出ていますが、世界を見通した静岡という国際化を切り口のの一つとして打ち出されておけば、もっといい意味での静岡の良さが強調できたのではないかと思います。

グローバル化の時代に的確にフォローしていく、対応していくことが必要でございますので、そういう観点からの審議を私たちも努めていきたいと思えます。

実学の問題については、知事がかつて委員会を起こされて、今はその後のフォローを行われているわけですが、やはり静岡の特質を考えてみたときに、それらは世界クラスの資源群ということであり、世界でも冠たるものづくりの静岡と世界の方々が認めているところでございます。その良さをむしろどうやって継承して、発展させるかが重要であります。そこには社会全体総がかりで取り組んでいく方法論があると思えます。

実学の重視は本当に必要であって、単に5教科がどうだということではなくて、生徒諸君に夢を与える方策として、かつ、その生徒諸君を社会が育てていく取組が必要だろうと思えます。実学の重視は社会総がかりで人を取り組んでいくという発想が必要であると、そのように思えます。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。静岡県独自の文化を知ろうと思えますと、例えば沖縄に行くとか、北海道に行くとかいたしますれば、いかに静岡が他地域と違うかということがわかりますし、もちろん外国に行けば、すごく自分たちがそうした文化と違うということがわかりますので、自分たちを育ててきた文化について自覚をするために旅に出るといことは教育的な意味があって、旅学、旅育というんでしょうか、そういうことが言われるゆえんだと思えます。

しかし、これまでのような県外の教育旅行だけでなく、やはり国外も視野に入れることを通して、自分たちの文化の自覚をするということですね。

それから、このものづくりについても、やはりそういうものが得意じゃない地域に行くことを通して、自分たちの持っている企業群のすばらしさという部分に気付くということがありますので、何としてでもぬるま湯の中で井の中の蛙にならないように、自分たちが一体どういう存在なのかということになるべく体で知ると、体験で知ることが大事だというふうに思っている次第であります。

それから、この件については渡邊さん、何か御発言ありますか。

渡 邊 委 員： 皆さんのお話を伺いながらも、この国際化ということと実学を重視していくことというのが非常にリンクしている部分が多いなあということを感じました。

私、小学校で外国語活動等に参加することもあるんですけども、静岡県のお茶ってね、フランス人の人がすごく関心を持って、フランスの人にもたくさん飲まれているんだよとか、静岡県の作っているいろんな自動車とか、そういういろんなものが海外の人にたくさん人気があるんだよというような話をちょっとしますと、子供たちも目の色が変わって、ええっ、本当って、これは静岡県のものだったのというような反応を示してくれるんですね。なので、先ほど溝口委員もおっしゃっていたんですが、幼い頃から静岡県の自慢できることをたくさん、たくさんインプットしてあげることで、自分の地域に自信を持つことにもつながりますし、自分の地域に自信を持って、日本を発信する、静岡県を発信するというような土台がしっかりと育ったところで、また高校生といった、そういうような時期に海外に出ていくと、また今度は海外からも学ぶことができる。静岡県を発信しながら海外から学んで、その子供たちがまた次のステージに向かっていくというようなモデルができていくと理想的かなと思って話を伺っておりました。

川 勝 知 事： どうもありがとうございました。溝口先生、どうぞ。

溝 口 委 員： 経済学者の川勝知事の前で言うのも恐縮ですけども、先日、全国教育委員長会議に出たときに、2030年、20年後に65%の業種がIT化の影響で現存の職業がなくなると。そういう中で、中国、インドが非常に今台頭している中で、国際化もあり、私たちが想像している以上の変化が仕事の部分に、とりわけ業種ですよ、国際化も含めて、やっぱり実学というのにも戦略的に、国際的にも考えなければいけないし、私たちが今普通にできる仕事というのが、例えば携帯でも、携帯というのもなかったのが今はスマホになったり、ガラケーからスマホにも変わって、大きな変化がもっと、もっとこれからもあると思うので、そういった対応力というのにも実学の一つは今後身につけていかなければいけないことかなあと考えております。

川 勝 知 事： そうですね。今の静岡県に必要な教育がどういうものであるかというのを、そうした国際的な会議などを踏まえて提言していくということで、既成の与えられたカリキュラムだけではなくて、独自のカリキュラムといいますか、教科内容を、例えばICTなんかもそうだと存じますし、明治以来の学問の内容と、これからはやっぱり違ってくると思いますね。ですから、変わり身というのはなかなか難しいんですけども、少なくともしっかり議論をして、それを教育委員会が推していくということが大事だと思う次第です。

それから、コミュニティ・スクールとの関わりでもそうなんですけど、人材バンクという考え方が出てきているんですけど、これについては御

意見ございますでしょうか。

溝口委員：特に、地域とともにある学校づくり検討委員会でも、私、出席していたのですが、その中でも、人材バンクが非常に議論の中心にもなっていて、とりわけ部活動に関しては、外部指導者も活用したらいいのではないかと。

ただ、外部指導者にも問題があって、丸投げで人材バンクを利用しているだけではやはりいろんな問題もありまして、質の良い、ちゃんと高い質の人材のバンクであるべきであって、ただ教員の多忙化を解消するために、外部から指導者なり、先生を投入したところで、実は上がるかということ、実はむしろ足を引っ張られてしまう場合もあるので、いわゆる丸投げにしない形で、かつ、良い人材を、人材バンクをつくるためには良い人材づくり、外部でもそういった質の保証をどうするかということのも一つ問題になってくるのではないかなあと思っております。

川勝知事：そうですね。こうしたことというのは、静岡県360万台の人口がいて、それに応じた子供たち、また学校があるんですが、全部同じようにするというのもなかなかできないので、モデル校、あるいはモデルケースとか、あるいは既にそこで進めている地域、これをしっかり学習して、ほかの地域はそれをその地域に応じた形で適用できるようにしていくということで、どれ一つとっても全てが同じようにというふうにはいかない面があるかと思えます。

ですから、人材を集めるについても、地域によって集まりやすいところとそうでないところもございまして、またどういうふうにした方々が子供たちの指導に当たれるかについて、チェック機能といえますか、独自の支援ということでもありませんが、資格を持っていたいただくためのシステムを作らないと、やはり安心してお預けすることができないというような問題もすぐ出てくるかと。それがどういう質の人材を集めるかということとかかわってくるかなと存じます。先生、どうぞ。

興委員：地域とともにある学校づくりに向けての議論の中でもこういう人材バンクの話は非常に重要な話として取り上げられていて、重要なポイントだろうと思えます。

実態として、今、知事がおっしゃられたように、質の担保というのでしょうか、そういうことが重要だろうと思えます。他方、そういう方々に責任を負わせることがないような、むしろ制度上の保障をつくっていくことも重要だろうと思われます。

今、いわゆる高等学校も含めてそうなのですが、学校のクラブ活動の限界というのがだんだん見えてきてございます。有意な人材を育てるというのは、思い切って県であるとか、市町村であるとか、公的な組織が乗り出さない限り、そう簡単にはいかないだろうと思えます。そういう助成制度枠とか、あるいは助成という概念を超えて、むしろ公

的な機関が責任を負えるような社会制度設計をしていくことが必要ではないかと思っております。

そういう意味で、同様な問題があります。コミュニティ・スクールについてです。従来の学校の経営のいわゆるこれまでの評議員制度がございます。両者にどのような違いがあるのでしょうか。私はコミュニティ・スクールというのは積極的に進めていくべきものと思ってこれまでできております。けれども、多くの教員の方々が案じられておりますのは、じゃあそういうコミュニティ・スクールに参加される方々が責任を負えるのだろうかということです。結果としては、学校長であるとか、学校の関係者の責任が全く変わらなくて、支援とかサポートがいただけるとしても、結局大変なのだということがあるとしたら、制度の在り方が真剣に考えられなければならないと考えています。コミュニティ・スクールの理念というのは、お互いがシェアし合って、実のある教育を社会総がかりで教育していくことがゴールだとすれば、そこに参画される方々にも責任をとってもらおうというような社会制度設計が必要ではないか考えています。今はそういう法律が一切ないのです。これから本当に限られた社会的な制度というのを考えてみれば、そこまで踏み込んでいくような努力が必要なのだろうと考えています。しかし、それが法的に可能かどうかは、とてもそう簡単な問題ではないだろうと思われまます。

そういう意味で、静岡型コミュニティ・スクールというのは、一步踏み込んで、何か県とか法的な機関がそこに介在するようなことも含めて追加的な制度を模索する必要があるのではないかと思っております。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。加藤さん、何か御意見ございますか。

加藤教育長職務代理者： 先ほど冒頭の挨拶でも申し上げましたが、スポーツも立派な職業になっています。スポーツを通して自分の収入を得て、生活の糧にしている人たちがたくさん出てきました。

その中で、それでは学校のクラブ活動はどうかといいますと、野球でこそ専門の野球経験者が監督をしたり、指導したりしていますけれども、ほかの競技においては、ただ体育ができた、やったというだけでいきなりバレーの監督をやらされたり、そういうようなクラブ活動が多々あります。そのために、技術的な面の指導が劣って、どうしても精神論になっていく。精神論になっていくと、そこが体罰につながるというようなこともございます。やはりそれを人材バンクのようなところを活用して、スポーツできちっとしたトレーニング方法を理解している人が教えていくことが非常に大事じゃないかと思っております。

その意味では、私も清宮さんの意見をこの会議を傍聴したときにお聞きしましたがけれども、そういう趣旨だと思います。監督がしっかりしていないと強いチームにはならないし、また子供たちの健全な技術の

習得にもつながらないというようなことではないかなと思っています。これはぜひ推し進めていただきたい。

それから、もう1つは、実はゴルフ場協会の方から話があって、私もスポーツ振興課のほうにつなぎましたが、民間のスポーツ団体も、学校のスポーツに参加したい、道具を寄附したい、それからゴルフ場も提供したい、そういう気持ちを強く持っています。それは、ゴルフ場が我々団塊の世代がいなくなると、ゴルフのプレーをする人がいなくなることで、危機感を抱いています。お金を使って援助しても、若い人たちにゴルフを覚えていただきたいという気持ちがございます。したがって、これからはできる限り民間の力を活用していくのも部活動の中で必要になると考えています。

溝口委員： 興委員と加藤委員の意見に触発されて思い出したんですけれども、清宮さんが、確か今の部活の学校の枠を壊さない限り、どんなにいい人材を投入してもうまくいかない。とりわけ野球は学校の単位でいいんですけれども、一方で、柔道やラグビーもそうなんですけれども、マイナー競技と言われているところは、団体戦に人数がそろわないところも、もう破綻しているんですね。先生もいない。それはもう1つ、村社会じゃないんですけれども、枠があって、高体連であったり、中体連という、その枠で学校代表で出なきゃいけないという考え方だったり、それが実は現実的に、破綻している学校が多いにもかかわらず動いていないという問題です。人材バンク、プラス枠組みの既存の枠を、スキームをどういうふうに、壊すだけではなくて、どういうふうにマッチングさせるかということまで踏み込まないと、この人材バンクが有効的に機能しないのではないかと。教育委員会だったり、学校だったり、出場の仕方も競技団体というもう1つの、例えば柔道でも全然状況は違いますし、水泳とか、民間がすごく参入しているようなスポーツでは全く違うので、競技団体、教育委員会、そして学校というところの枠組みをどういうふうにそれぞれ合うようにしていく中で、人材を送っていくかということまで深い議論ができると、静岡型の有意義な部活動のあり方だったり、議論ができるのではないかと思います。

斉藤委員： 教育の多忙化の中で、部活動の負担が非常に重いということで疲れ果てていると。しかも、自分にできないものを担当させられて、そこを解決しなきゃいけないというんで、一つの人材バンク的な発想があるわけなんですけれども、皆さんがおっしゃったとおり、川勝さんが今言ったように、やっぱりどういう方にやってもらえば本当にいいのかという、部活って一体何なんだと。個人競技であれば、自分の困難なところを自分で乗り越えていくという力、あるいは団体競技であれば、みんなの力を結集するという体験、それが部活動だと思うんですが、勝敗にこだわり過ぎて、指導者が、子供が習得していくのに時間がかかるけど時間が待てないから、教える側に心のゆとりがないもんだから

体罰になっちゃうというようなこともあると思うんで、やっぱりその指導者をよく見極めていかなきゃいけないなあということは川勝さんがおっしゃったとおりでと思います。ですから、人材バンクの中で、それを実際に活用するときはどうするかというところ、その論議はきちっとしなきゃいけないなという感じがいたします。

川 勝 知 事： ありがとうございます。今回出しましたことについても、第一次的な御意見をいただいたということでございます。

溝口さんの方から、競技団体というのは、やはりそうしたところと教育委員会と、また県と結びつくというのはわかりやすいですね。あるいはゴルフ協会と。そうしたところはそれこそ責任のある社会の団体ですから、そうしたところと協力をしながら、人材バンクの突破口をどこかで開いていくということになるんじゃないかと。全てのスポーツにというわけにはなかなかいかないかもしれませんが、全ての現実にというわけにもいかないかもしれません。

演劇もまた、私はこれからの時代、テレビを見るわけですが、テレビの大半は演劇性を持った方たちが、普段出ていらっしゃるので、こうした時代ですので、こうしたことが得意な青少年の、やりたい子供もいるに違いないので、様々な分野があるというふうに思います。

義務教育における教育の重要性は言うまでもありませんけれども、子供の能力は多様である。社会のニーズも多様であるということから、社会総がかり、地域ぐるみという大原則をしっかり立ててやっていきたいと。そして、最終的に静岡型の教育における地域創生をやっていくということにならざるを得ないと思います。それぞれ子供の育つ風土が違うように、静岡県の中で育つ風土、その風土に応じた人材の育成があるかというふうに思ひまして、最終的には教育における地方の創生ということがどういうものであるかということについても、こうした個別の議論をしながら、静岡型の子供の教育方法について共通した理念のようなものができ上がればいいなというふうに思っているわけでございます。社会全体としてこういう方向を目指そうということは政治のレベルでは言えますけれども、それを教育のレベルに落とし込んでくるというのは、なかなか十分に神経を使わないとできません。

これについて、余り時間もありませんけれども、もし御発言があれば、教育における地方創生について御意見があるならば、1人、2人、いただければと存じます。じゃあ、興先生、どうぞ。

興 委 員： 知事がおっしゃられたポイントについては、この3月の4日でしょうか、教育再生実行会議の第6次提言で、学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育のあり方についてということで提言が行われております。

今日のお話の論点となっております、教育によってどうして地方再生・創生を図るかというのはまさにこの第6次提言の中に盛り込まれ

ているわけでございます。決して私は国のこういう審議会とか、動向がベストだということを考えているわけではございませんが、今回指摘されておる事項については、確かに静岡の特徴とか、そういうふうなことも考えたときに、極めていいポイントが今回提言されていると思いますので、それらをもとに、やはり静岡の静岡らしさというのを強調した政策をきちんと考えていければ有り難いと思っております。

この機会に付言させていただきます。3年前でしょうか、知事から要請を受けて、教育行政の問題について検討会の座長をお引き受けさせていただいたときには、教育委員会は、むしろ知事との距離をとることが重要なのだというふうなのが教育委員会サイドの大方の方々の意見でございました。そうした教育委員会の方々にとって、こういう形で総合教育会議が行われるのは良いことであり、知事と教育委員会のそれぞれの相互の責任を担う者が一堂に会して議論していけるのはという極めて重要な場だと思っております。特に、地方創生の中のかなめは、やはり教育の現場だろうと思っております。教育の実体については、教育の現場に携わられる教員の方々の疲労度というのはとても大変だろうと思っております。教員を現場に戻すということは大きな取組の柱でありましょうが、それだけでは足りません。静岡県独自の取組みとしても教育の現場に必要な財政措置を講じていくというのを、本当に見える形で知事に御提言を申し上げたいと考えております。この予算がどうしても必要ですよという、そういう予算折衝そのものが教育委員会の責務であろうと思われまます。今までそういうのが教育委員会からは見えない、少なくとも教育委員自身がそこにフルに参加されていないと思っております。必要な施策についてこの場で協議・説明ができれば非常にありがたい、と考えております。地方創生の教育のあり方というものを協議できればありがたいなと思っております。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。それでは、溝口さん。

溝 口 委 員： 時間もないので一言。本当にこの総合教育会議というのは、今日、どんなふうに行われるのか、私自身も非常に興味を持って参加したんですけども、そういう意味では、教育長が不在の中での教育総合会議は、私も関与していたことなので心配ではあったんですけども、逆に、知事が冒頭おっしゃったように、危機感を持って、一つにまとめたのではないかと。以前は知事とお食事をしながら、時間のなかで、意思疎通を図っていくのは、こういう時間をとって、そして公開という緊張感を持った中で意見を交わすことができる、それこそ自体が本当に地域創生のまず一歩、これが今までなかったのではないかと。

地方の活力というのは、知事の圧倒的なバックアップがなければ、教育行政というのはできない。教育における地域の自立というのは、やはり教育委員会だけではなく、知事と行政の力があってこそ成り立つもの。それには、知事がおっしゃったように、既存の枠を見直すことがやはり必要ではないかと思っております。

それには、今非常に格差が多層化している中で、難しい課題ではあるんですけども、やはり問題をこういうふうに出し合う、我々5人だけではなくて、実践委員会の方でも提言していく。多層化していますので、まだ私たちにも見えていない部分がいっぱいあるかと思えますので、そういった意味では、この総合教育会議は実働力と実行力、即戦力を求められているものだと思います。次回は新しい教育長も交えての会議になろうかと思えますので、さらにパワーアップした会議を期待したいと思っております。

川 勝 知 事： ありがとうございます。ほぼ時間が尽きましたので、今日のところはこれで終わりとなると思えますけれども、予算の件は極めて重要でありまして、この場で、総合教育会議で、教育委員会の方で事務局の方から上がってきたものをこちらで別の方がおまとめになって、これを私に提案されて、そして議論をして決めていくというふうなことは、これから是非やってまいりたいというふうに思っております。

それから、社会総がかりを内実のあるものにするための実践委員会というものがございますので、今まで加藤委員長、または溝口委員長がオブザーバーや何かの形で御出席いただいているということでございますが、その代表にも一度来ていただいて、なるべく早い段階で、まだ日程は調整しておりませんが、新教育長が決まって、できれば関係者は一度公の場で顔を合わせて、意志疎通ができるような環境づくりをなるべく早くしていこうというふうに考えておりますので、次回、オブザーバーの方に御発言を賜われるような、きちっとした形で、実践委員会の矢野委員長にもお越しいただいて、議論を更に実のあるようにしてもらいたいというふうに思っています。

今日は、率直な意見交換、時間が時間でもございましたけれども、できまして、感謝しております。ありがとうございます。

事 務 局： 委員の皆様、熱心な御議論、ありがとうございます。

最後に、事務局の方から何点か確認をさせていただきたいと思えます。総合教育会議の運営方法につきましては、今般、運営要綱（案）を添付させていただきましたけれども、この案でよろしいということで、皆さん御承認、よろしゅうございませうか。

出 席 者： 異議なし。

事 務 局： ありがとうございます。もう1点、今年度の協議事項につきましては、今お話があったとおり、知事が提案させていただきました4点ということで、開催させていただくということでよろしゅうございませうか。

出 席 者： 異議なし。

事 務 局： ありがとうございます。それでは、そのような形で、次回以降、スケジュールを私どものほうで調整させていただきまして、お諮りさせていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございます。第2回の

総合教育会議につきましては、6月中の開催を予定しております。後日、事務局で日程調整いたしまして、皆様に御連絡をいたします。
本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

【閉 会】